



者の責任に関する事項が明確に定められてゐるものであること。

3 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。（事業の種別等の掲示等）

**第九条** 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」といいう。）を対象とするものに限る。）、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行ふことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十七条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。（差別的取扱いの禁止）

**第十一条** 第一種貨物利用運送事業者は、特定の荷主に対し不當な差別的取扱いをしてはならない。（運輸に関する協定）

**第十二条** 第一種貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と設備の共用又は共同経営に関する協定その他の運輸に関する協定で国土交通省令で定める事項に係るものと締結しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（事業改善の命令）

3 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。第一利用運送約款を変更すること。

二 貨物の運送に關し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

三 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

四 前三号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。（名義の利用等の禁止）

**第十三条** 第一種貨物利用運送事業者は、その名義を他人に第一種貨物利用運送事業のため利用させてはならない。

2 第一種貨物利用運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、第一種貨物利用運送事業を他人にその名において経営させてはならない。（承継）

**第十四条** 第一種貨物利用運送事業者がその事業を譲渡し、又は第一種貨物利用運送事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種貨物利用運送事業を承継すべき相続人を第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り、保管又は仕分（以下「貨物の荷造り等」といいう。）代金の取立て及び立替えその他の通常運送事業の登録を抹消しなければならない。（附帯業務））

**第十五条** 国土交通大臣は、第十五条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。（登録の抹消）

**第十六条** 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 不正の手段により第三条第一項の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

**第十七条** 国土交通大臣は、第十五条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。（附帯業務）

**第十八条** 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り、保管又は仕分（以下「貨物の荷造り等」といいう。）代金の取立て及び立替えその他の通常運送事業に附帯する業務を行うことができる。

2 第一種貨物利用運送事業者は、当該第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等を行なうときは、貨物の荷崩れを防止するための措置、貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導その他の国土交通省令で定める輸送の安全を確保するためには必要な措置を講じなければならぬ。

3 第九条及び第十二条の規定は、通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。（適用除外）

**第十九条** この法律の規定は、貨物自動車運送事業法第一条第七項の貨物自動車利用運送については、適用しない。

**第二十一条** 第二種貨物利用運送事業（許可）

この法律の規定は、貨物自動車運送事業法第一条第七項の貨物自動車利用運送については、適用しない。

**第二十二条** 第二種貨物利用運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（事業の許可）

**第二十三条** 第二種貨物利用運送事業（許可）

（事業計画及び集配事業計画）

（第二十四條 第二十條の許可を受けた者（以下「第二種貨物利用運送事業者」という。）は、そ

に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他の国土交通省令で定める事項に關する事業計画

三 貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

四 前項の申請書には、事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 第二十条の許可を受けることができる者は、第六条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者は、第二十条の許可を受けることができない。

二 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を經營しようとする者であつて、第六条第一項第五号イからニまでに掲げる者（以下「外国人等」という。）に該当するもの

（許可の基準）

（第二十三条 第二十二條 第二十条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。）

一 その事業の遂行上適切な計画（集配事業計画を除く。）を有するものであること。

二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

三 その事業に係る実運送により定期に、及び一定量で提供される輸送力の利用効率の向上に資するものであること。

四 貨物の集配を利用運送と一貫して円滑に実施するための適切な集配事業計画が定められているものであること。

五 貨物の集配を申請者が自動車を使用して行なうとする場合であつて申請者が当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けていない者であるときは、集配事業計画が当該貨物の集配に係る輸送の安全を確保するため適切なものであること。





三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### (貨物の集配に係る輸送の安全)

**第四十九条** 外国人国際第二種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行う者を除く。）が自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項については、同法第三十七条第三項に定めるところによる。

（事業の停止及び許可の取消し）

**第四十九条の二** 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第二種貨物利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法令に基づく处分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際第二種貨物利用運送事業者が個人である場合にあってはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあってはその株式等の所有の方法によりその経営の実質に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。）が、当該外国人国籍第二種貨物利用運送事業者が第四十五条第一項の許可を受けた時における所属国と異なるものとなつたとき。

三 外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者（航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業について第四十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、日本国と当該外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、公共の利益のため必要があるとき。（準用規定）

**第四十九条の三** 第四十四条の規定は、外国人国際第二種貨物利用運送事業者について準用する。

（登録等の条件等）

**第五十条** この章に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、これを変更し、及び登録、許可又は認可の後これに条件又は期限を付することができる。

#### (行政手続法の適用除外)

**第五十条の二** 國際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためその処分をする必要があると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合における第四十条、第四十一条、第四十二条の二、第四十三条又は前条の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

2 國際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなる場合は、国土交通省令で定めるものに該当する場合における第四十六条第五項、第四十七条第一号の第三項又は前条の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### (登録等の条件等)

**第五十四条** この法律（第四章の規定を除く。）に規定する登録、許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

#### (報告の徴収及び立入検査)

**第五十五条** 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、外国人国際第一種貨物利用運送事業者又は外国人国際第二種貨物利用運送事業者（以下単に「貨物利用運送事業者」という。）に対し、その事業に関し報告させることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物利用運送事業者の主たる事務所その他の営業所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任することができる。

#### (国土交通省令への委任)

**第五十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

#### (罰則)

**第六十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 國際貨物運送事業の健全な発達を図るために必要があるときは、前項の規定によることなく届け出をした団体に對し、その業務に關し報告を求めることができる。

（第二種貨物利用運送事業に係るものに限る。）

#### (権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、

#### (罰則)

**第六十条** 第五十二条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を他人にその名において經營させた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第五十二条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を經營した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第五十二条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を他人に第一種貨物利用運送事業のため利用させた者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第五十二条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を他人にその名において經營させた者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（第二種貨物利用運送事業に係るものに限る。）

#### (第六十四条)

第五十二条第一項の規定による命令に違反した者は、五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### (第六十五条)

第六十五条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業について登録を受けてしまけれども、第一種貨物利用運送事業を他人にその名において經營させた者は、五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第五十五条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を他人に第一種貨物利用運送事業のため利用させた者は、一年以下の拘禁刑若しくは一百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第五十五条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を他人にその名において經營させた者は、一年以下の拘禁刑若しくは一百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第五十五条第一項（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第一種貨物利用運送事業を他人にその名において經營させた者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。





規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が經營する当該許可に係る事業に含まれるもの(除く)について旧航空法第百三十一条の二第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業について第三十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第百三十一条の二第二項に規定する事業計画(第三十五条第四項の事業計画)について同項の規定により定める事項に相当する事項に係る部分に限る。)を第三十五条第四項の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

**第二十条** この法律の施行の際現に旧航空法第一百三十一条の二第一項の許可を受け、かつ、旧道路運送法第四条第一項の免許又は旧道路運送法第二条第四項第三号の行為を行う事業について旧道路運送法第八十条第一項の登録を受けている者であつて第二種利用運送事業に該当する事業を經營しているものは、当該許可及び当該免許又は登録に係る事業の範囲内において、施行日に第二種利用運送事業について第三十五条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第一百三十一条の二第二項において準用する旧航空法第一百二十九条第二項の事業計画(第三十五条第四項の事業計画)について同項の規定により定める事項に相当する事項に係る部分に限る。)又は旧道路運送法第三十五条第四項第三号の行為を行つたものとみなす。

**第二十一条** この法律の施行の際現に旧航空法第一百三十三条第一項の規定による航空運送取扱業の届出をしている者(外国人等を除く)は、施行日から三月間(次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日まで)の間は、第二十三条の登録を受けないで、当該事業(貨物の運送の取次ぎに係るものに限る)を従前の例により引き続き經營することができる。

前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第二十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に当該事業の計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付して運輸大臣に提出したときは、施行日に運送取次事業について第二十三条の登録を受けたものとみなす。

**第二十二条** 附則第十一條第三項の規定は、前項の規定により運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。

**第二十三条** 附則第七條第一項、第八條第一項、第十一條第二項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十七條第一項若しくは第十八條第一項の規定又は前条第二項の規定により第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受けたものとみなされる者であつて、これらの規定により第一種利用運送事業若しくは第二種利用運送事業又は運送取次事業について同項の運輸省令で定める事項に相当するものを同項の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

運輸大臣は、前項の場合において、第三十五条第一項の事業計画又は旧道路運送法第三十五条第四項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されたものとみなされるものについては、当該二以上の許可又

法第八十二条第三項の自動車運送取扱事業者登録簿にこれに相当する事項がないときその他必要があると認めるときは、当該第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対する認定、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該第三十五条第四項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、第三十六条第一項、第二項及び第五項中「事業計画」とあるのは、「事業計画(附則第二十条第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。)」とする。

**第二十四条** 附則第八条第四項の規定は、第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。この場合において同条第四項中「第九条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

**第二十五条** 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道路運送法、旧内航海運業法若しくは旧航空法(附則第十八条において「旧海上運送法等」という。)又はこれらに基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、附則第七条から第十五条规定が適用する。

第二十六条 この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業に該当する事業を經營している外国人等は、施行日から六月間は、第三十五条第一項の許可を受けないで、当該事業を引き続き經營することができる。その者がその期間内に当該事業について同項の許可の申請をした場合において、その許可をする旨又はその許可をしない旨の通知を受ける日までの間にについても、同様とする。

**第二十七条** この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る運送取次事業に該当する事業を經營している外国人等又は旧航空法第三十三条第一項の規定による航空運送取扱業(貨物の運送の取次ぎに係るものに限る。)の届出をしている外国人等(以下「外国人航空運送取扱業者」という。)は、施行日から六月間は、第四十一条第一項の登録を受けたものとみなす。

前項の規定により第一種利用運送事業若しくは第二種利用運送事業又は運送取次事業について同項の運輸省令で定める旨の通知を受ける日までの間にについても、同様とする。

**第二十八条** この法律の施行の際現に貨物運送取扱事業に該当する事業(旧海上運送法等に基づき免許、許可若しくは登録とみなして、この法律の規定を適用する。

**第二十九条** この法律の施行の際現に第五十二条第一項に規定する貨物運送取扱事業を經營する者が組織している団体に該当する団体についてこの項の規定の適用については、同項中「その同項の規定の適用については、同項中「その成立の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

**第三十条** この法律の施行前にした行為及び附則第十二条第一項又は第二十二条第一項若しくは第二十七条の規定により從前の例によることとされる海上運送取扱業又は航空運送取扱業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十一条** 附則第七条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**第三十二条** この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成五年一一月一二日法律第八十九号)抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改



「事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十七号）附則第四条第三項に規定する届出書を含む。）」と、「集配事業計画」とあるのは、「集配事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する届出書を含む。）」とする。

4 第一項の規定により新貨物利用運送法第二十条の許可を受けたものとみなされる者がこの法律の施行後最初に新貨物利用運送法第二十六条第一項の規定により認可を受けなければならない利用運送約款については、同項中「国土交通大臣」とあるのは、「鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から三月以内に、国土交通大臣」とする。

第五条 この法律の施行の際現に第一種利用運送事業（次条第一項の規定により新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者が經營する当該許可に係る事業に含まれるもの）について旧貨物取扱法第三十五条第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に新貨物利用運送法第三十五条第一項の登録を受けた

土交通大臣」とする。

第六条 この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業について旧貨物取扱法第三十五条第一項の許可を受け、かつ、貨物自動車運送事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業についての旧貨物取扱法第三条第一項の許可又は旧貨物自動車法第三条の許可を受けている者であつて新貨物利用運送法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業に該当する事業を經營しているものは、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧貨物取扱法第三十五条第四項の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）及び旧貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を新貨物自動車法第四条第一項第二号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）又は旧貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画（新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を新貨物利用運送法第四

十五条第三項の事業計画とみなして、新貨物利用運送法の規定を適用する。

3 国土交通大臣は、前項の場合において、新貨物利用運送法第四十五条第三項に規定する事項の一部の事項について旧貨物取扱法第三十五条第四項の事業計画及び旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計画又は旧貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるとときは、当該許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過するまでの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、新貨物利用運送法第四十五条第三項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、新貨物利用運送法第四十六条第一項、第二項、第四項及び第五項中「事業計画」とあるの

は、「事業計画（鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第六条第三項に規定する届出書を含む。）」とする。

第七条 この法律の施行の際現に貨物自動車運送事業者の行う運送に係る第一種利用運送事業（附則第四条第一項の規定により新貨物利用運送法第二十条の許可を受けたものとみなされる者が經營する当該許可に係る事業に含まれるもの及び前条第一項の規定により新貨物利用運送法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者が經營する当該許可に係る事業に含まれるもの）についての旧貨物取扱法第三十五条第一項の許可及び旧貨物自動車法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者については、当該第一種利用運送事業に係る旧貨物取扱法第四条第一項第三号の事業計画（新貨物自動車法第四条第一項第二号及び第二項第二号又は新貨物自動車法第三十五条第二項第三号及び同条第四項において準用する新貨物自動車法第四条第二項第二号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。）を新貨物自動車法第四条第一項第二号の事業計画における同条第二項第二号に規定する事項の記載又は新貨物自動車法第三十五条第二項第三号の事業計画における同条第四項において準用する新貨物自動車法第四条第一項第二号に規定する事項の記載とみなして、新貨物自動車法の規定を適用する。

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの

法若しくは旧貨物自動車法又はこれらの法律に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、第一条の規定による改正後の鉄道事業法、新貨物利用運送法又は新貨物自動車法中相当する規定があるものは、それぞれこれらの法律によりしたものとみなす。

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 平成一七年七月六日法律第七号抄

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 平成二〇年六月一八日法律第七号抄

（施行期日等）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 令和四年六月一七日法律第六八号抄

（施行期日等）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 令和五年六月一六日法律第六三号抄

（施行期日等）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

附 則 公布の日

（施行期日等）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定

（施行期日等）  
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。